

## 広島県告示第 700 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、  
公有水面埋立ての<sup>しゅん</sup>竣功を次のとおり認可した。

平成 20 年 8 月 21 日

土生港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 <sup>しゅん</sup>竣功認可年月日

平成 20 年 8 月 12 日

### 2 <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

#### (1) 名称及び所在地

尾道市久保一丁目 15 番 1 号

尾道市

#### (2) 代表者の氏名

市長 平 谷 祐 宏

### 3 埋立区域

#### (1) 位置

(第 1 工区)

尾道市因島土生町字江之沖 224 番 9 から 221 番 5 を経て 214 番 6 に至る間の土地に接  
する県道の地先公有水面

#### (2) 区域

(第 1 工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区  
域。

①の地点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯 34 度 17 分  
40 秒 6489，東経 133 度 10 分 09 秒 9879，標高 20.81m）

から 119 度 30 分 28 秒 437.40m の地点

②の地点 ①の地点から 209 度 31 分 08 秒 0.25m の地点

③の地点 ②の地点から 297 度 50 分 52 秒 26.95m の地点

④の地点 ③の地点から 27 度 26 分 50 秒 0.90m の地点

#### (3) 面積

(第 1 工区)

15.52 平方メートル

### 4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 18 年 3 月 24 日 広島県告示第 324 号

(平成 18 年 3 月 15 日付け指令港管第 149 号で免許)

### 5 法第 22 条第 3 項の市町名

尾道市